

4

CP
158

158

第二十節 本組合の役員及び職員

第四十八條 (役員)

本組合の役員は、本組合員の中から、本組合の利益を代表し、本組合の業務を執行し、本組合の財産を管理し、本組合の事務を執行するものとする。

第四十九條 (役員)

本組合の役員は、本組合員の中から、本組合の利益を代表し、本組合の業務を執行し、本組合の財産を管理し、本組合の事務を執行するものとする。

第五十條 (役員)

本組合の役員は、本組合員の中から、本組合の利益を代表し、本組合の業務を執行し、本組合の財産を管理し、本組合の事務を執行するものとする。

第五十一條 (役員)

本組合の役員は、本組合員の中から、本組合の利益を代表し、本組合の業務を執行し、本組合の財産を管理し、本組合の事務を執行するものとする。

第五十二條 (役員)

委員ニ請求スルコトヲ得

第廿一條 總會及び委員會ノ決議ハ三分ノ二以上ヲ以テ決ス

第七章 會 計

第廿二條 本組合ノ經費ハ本組合員ノ拠出ニヨル

第廿三條 本組合ノ會費ハ一ヶ月金參拾錢トシ後年ニハ會費ヲ免除ス

第廿四條 本組合ノ會計、春秋二回ノ總會ニ於テ其期間ノ決議ヲ據

告シ總會ノ承認ヲ經ルモノトス

第廿五條 本組合既納ノ會費ハ一切之ヲ返還セズ

附 則

第廿六條 本組合支部ノ規約ハ本規約ニ反セザル範圍内ニ於テ定メ

委員會ノ承認ヲ受クベキモノトス